

文書番号	老人-22
版番号	27 版
発効日	2006.6.1
改正日	2025.4.1

運営規程

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護)

(美吉野園老人寮)

社会福祉法人綜合施設

美吉野園

承認	確認	作成

(目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が開設する美吉野園老人寮外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という）に対し、適正な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）によるサービスを適切かつ円滑に提供することにより、事業所において、自立した生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

(職員の職種、員数)

第3条 従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
- 二 生活相談員・計画作成担当者 1名（常勤）
- 三 介護職員 4名（常勤換算・内1名は兼務）

2 前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 計画作成担当者
介護予防特定施設サービス計画の作成を行う。
- 四 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。

事業所の名称及び所在地

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 美吉野園老人寮
(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所)
- 二 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕629番地

(利用定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| 一 利用定員 | 80名 |
| 二 居室数 (全室個室) | 85室 |

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び事業所の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

- 2 事業所は、前項のサービス提供にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(介護予防サービスの提供)

第7条 事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者とより、適切かつ円滑に介護予防サービスを提供する。

- 2 事業所は、受託介護予防サービス事業者から介護予防サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的サービスの内容等を文書により報告する。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第8条 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師または歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握する。

- 2 計画作成担当者は、前項の解決すべき課題を踏まえ、他の職員と協議して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービス内容、サービス提供上の留意点、サービス提供の期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得る。
- 3 事業所は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付する。
- 4 事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 5 事業所の計画作成担当者は、他の特定施設職員との連携を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービス提供の開始時から、

当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握する。

- 6 事業所の計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行う。

（相談及び援助）

第9条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

（利用料）

第10条 事業所が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する
 - 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - 二 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

（利用料の変更等）

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更する。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得る。

（受託介護予防サービス事業者並びに当該事業者の名称及び所在地）

第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとする。

一 指定介護予防訪問介護事業所

美吉野園訪問介護ステーションさくら

（奈良県吉野郡大淀町下渕629番地）

美吉野園訪問介護ステーション

（奈良県吉野郡大淀町下渕888-7 桜ヶ丘コーポ）

社会福祉法人大淀町社会福祉協議会 大淀訪問介護ステーション

- (奈良県吉野郡大淀町下渕1223番地)
株式会社 ワースリビング
(奈良県五條市住川町331-1)
医療法人鴻池会 秋津ホームヘルパーステーション
(奈良県御所市池之内1064番地)
- 二 指定介護予防訪問看護事業所
美吉野園訪問看護ステーション
(奈良県吉野郡大淀町下渕887-2 桜ヶ丘コーポ)
社会福祉法人大淀町社会福祉協議会 大淀訪問看護ステーション
(奈良県吉野郡大淀町下渕1223番地)
医療法人吉川会 訪問看護ステーション大和
(奈良県御所市北十三126番地)
- 三 指定介護予防通所介護事業所
社会福祉法人仁風会 デイサービスセンター吉野のあかり
(奈良県吉野郡大淀町比曾107番6)
社会福祉法人仁南会 さうす国見デイサービスセンター
(奈良県御所市柏原1320)
社会福祉法人祥水園 デイサービスセンター漣
(奈良県五條市野原西3-3-41)
株式会社シルバーケアーコンサルタント デイサービスセンターさくらの里
(奈良県吉野郡大淀町今木880番地)
社会福祉法人壺阪寺聚徳会 デイサービスセンター陽明荘
(奈良県高市郡高取町清水谷149-5)
社会福祉法人太陽の村 デイサービス柳光
(奈良県吉野郡吉野町柳1395-1)
- 四 指定介護予防福祉用具貸与
株式会社 イカリトンボ
(奈良県生駒郡斑鳩町竜田3-2-46)

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定介護予防サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。
- 3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護とする。

(居室の移動)

第13条 利用者は、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
 - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができる。

(居室移動に係る費用負担)

- 第14条 前条第1項の各号により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復していただきます。
- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

(衛生保持)

- 第15条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力していただきます。

(禁止行為)

- 第16条 利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与えること、またはこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第17条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第18条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第19条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時の対応)

第20条 事業所は、利用者の身体状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第21条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

(非常災害対策)

第22条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

二 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第23条 事業所は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

一 施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月の1回程度開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図ること

二 施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

三 施設において、介護職員その他職員に対し、感染症または食中毒の予防まん延の防止の研修及び訓練定期的に実施すること

四 別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(入退所の記録の記載)

第24条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。
また、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制等)

第25条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう職員の体制を定める。
2 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(協力医療機関等)

第26条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために協力医療機関等を定める。
2 事業所は、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第27条 特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(身体拘束の禁止)

第28条 事業所は、身体拘束等のための指針の整備を行い、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない。
2 事業所は、緊急やむを得ない事由により拘束せざるを得ない場合、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。
また、身体拘束等のさらなる適正化を図るため、その対策を検討する委員会及び研修を定期的に開催する。

(虐待防止)

第29条 事業所は、虐待防止のための指針整備を行い、利用者への虐待防止を行うとともに、職員に対しても虐待防止の研修を定期的に実施する。
2 事業所は、利用者または家族から虐待防止の通報があれば、速やかに事実確認を行うとともに必要な措置を講じる。

(秘密の保持等)

第30条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第31条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応す

るため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めが合った場合にはその改善の内容を報告する。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、奈良県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

(差別解消について)

第32条 「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）に基づき、事業者が障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努める。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとする。

(地域との連携)

第33条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録と整理)

第34条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 介護予防特定施設サービス計画
 - (2) 受託介護予防サービス事業者等から報告に係る内容の記録
 - (3) 受託介護予防サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
 - (4) 市町村への通知に関する事項の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - (7) 提供した具体的なサービスの内容等に記録
 - (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
 - (9) 一部業務委託をしている場合はその記録
 - (10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

(ハラスメント対策の強化)

第35条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、就業環境が害されることを防止する為必要な措置を講じます。

(業務継続に向けた取組の強化)

第36条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- 2 消防計画及び災害時における事業継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害発生時に必要な措置を講じます。
- 3 計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練（シミュレーション）を定期的に実施します。
- 4 計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

(第三者評価の実施)

第37条 第三者評価は実施していません。

(その他運営に関する留意事項)

第38条 特定施設入所者生活介護従業者に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第39条 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な重要事項は社会福祉法人 総合施設美吉野園理事長の承認を得て、施設長がこれを行うこととする。

附 則

この規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 26 年 2 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行します。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和元年 6 月 1 日から施行します。

この規定は、令和元年 7 月 1 日から施行します。

この規定は、令和元年 9 月 1 日から施行します。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行します。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

〈介護保険対象サービス利用料金〉

別紙

(厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額の利用者の負担割合に応じた額となります。)

ただし費用徴収階層により市町村から認定を受けた場合、支弁割合に応じた加算が行われます。それにより負担額が軽減されることがあります。

*要介護予防対象者の介護予防サービス利用に係る自己負担額（1割負担の場合）

区分	要支援1	要支援2
基本部分	57円（日額）	
介護予防身体介護（対象者）週に1回程度	1,032円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回程度	2,066円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回以上		3,277円
介護予防通所介護（対象者）月に2回以上	1,511円（月額）	3,099円（月額）
介護予防訪問看護（対象者）20分未満	256円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分未満	406円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分以上1時間未満	715円（1回）	
介護予防訪問入浴	770円（1回）	
介護予防通所リハビリテーション	2,041円（月額）	3,805円（月額）
介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用料金の負担額はその料金の1割の額です。	
介護職員処遇改善加算（I）	利用額の12.8%	
特定施設協力医療機関連携加算（I）	100円/月	
サービス提供体制強化加算（I）	22円/日	
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	10円/月	
新興感染症等施設療養費（対象者）	240円/日（5日を限度）	
障害者等支援加算（対象者）	20円/日	

① 介護保険サービスの利用限度額（月額）

*介護予防サービスの利用限度額

介護予防サービス利用限度額	要支援1 50,320円	要支援2 105,310円
---------------	--------------	---------------

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

〈介護保険対象サービス利用料金〉

別紙

(厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額の利用者の負担割合に応じた額となります。)

ただし費用徴収階層により市町村から認定を受けた場合、支弁割合に応じた加算が行われます。それにより負担額が軽減されることがあります。

*要介護予防対象者の介護予防サービス利用に係る自己負担額（2割負担の場合）

区分	要支援1	要支援2
基本部分	114円（日額）	
介護予防身体介護（対象者）週に1回程度	2,064円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回程度	4,132円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回以上	6,554円	
介護予防通所介護（対象者）月に2回以上	3,022円（月額）	6,198円（月額）
介護予防訪問看護（対象者）20分未満	512円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分未満	812円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分以上1時間未満	1,430円（1回）	
介護予防訪問入浴	1,540円（1回）	
介護予防通所リハビリテーション	4,082円（月額）	7,610円（月額）
介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用料金の負担額はその料金の2割の額です。	
介護職員処遇改善加算（I）	利用額の12.8%	
特定施設協力医療機関連携加算（I）	200円/月	
サービス提供体制強化加算（I）	44円/日	
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	20円/月	
新興感染症等施設療養費（対象者）	480円/日（5日を限度）	
障害者等支援加算（対象者）	40円/日	

① 介護保険サービスの利用限度額（月額）

*介護予防サービスの利用限度額

介護予防サービス利用限度額	要支援1 50,320円	要支援2 105,310円
---------------	--------------	---------------

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

〈介護保険対象サービス利用料金〉

別紙

(厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額の利用者の負担割合に応じた額となります。)

ただし費用徴収階層により市町村から認定を受けた場合、支弁割合に応じた加算が行われます。それにより負担額が軽減されることがあります。

*要介護予防対象者の介護予防サービス利用に係る自己負担額（3割負担の場合）

区分	要支援1	要支援2
基本部分	171円（日額）	
介護予防身体介護（対象者）週に1回程度	3,096円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回程度	6,198円（月額）	
介護予防身体介護（対象者）週に2回以上		9,297円
介護予防通所介護（対象者）月に2回以上	4,533円（月額）	9,297円（月額）
介護予防訪問看護（対象者）20分未満	768円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分未満	1,218円（1回）	
介護予防訪問看護（対象者）30分以上1時間未満	2,145円（1回）	
介護予防訪問入浴	2,310円（1回）	
介護予防通所リハビリテーション	6,123円（月額）	11,415円（月額）
介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用料金の負担額はその料金の3割の額です。	
介護職員処遇改善加算（I）	利用額の12.8%	
特定施設協力医療機関連携加算（I）	300円/月	
サービス提供体制強化加算（I）	66円/日	
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	30円/月	
新興感染症等施設療養費（対象者）	720円/日（5日を限度）	
障害者等支援加算（対象者）	60円/日	

① 介護予防サービスの利用限度額

*介護予防サービスの利用限度額

介護予防サービス利用限度額	要支援1 50,320円	要支援2 105,310円
---------------	--------------	---------------

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。